

特記仕様書

十勝総合振興局森林室が管理している道有林十勝管理区では、SGEC森林管理認証を取得しており、事業者は、事業実施箇所からの油類等の流出による土壌や水質の汚濁防止のため、以下のことを遵守し、適正な現場管理を行わなければならない。

- (1) 作業現場への油類の搬入は必要最低限の量とし、現場への過剰な持ち込み、保管は行わないこと。
- (2) 保管場所は油類等の流出防止に配慮し、また、直射日光が当たる等高温にならないような場所を選定し保管すること。
- (3) 保管をする際は密閉容器を使用すること。
- (4) 給油の際は、所定の場所で行うこととし、油類の漏出防止に努めること。
- (5) 機械油等の使用済み容器は必ず持ち帰り、適切に廃棄処理をすること。
- (6) 上記(1)～(5)の事項を確実にを行うため、事業者は責任者を選定し森林室に報告すること。なお、責任者は、火気取扱い責任者との兼務でもよい。
- (7) 責任者は、油類の保管場所、保管状況、給油時の状況、空容器の搬出状況等を適宜撮影し、管理状況写真を森林室に提出すること。